

移住促進に係る白糠町営住宅の目的外使用に関する要綱

制定 平成29年4月1日
改正 平成29年7月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和3年4月1日

白糠町に移住または定住を希望される方に、現在空き家となっており、定期募集にも活用されていない町営住宅を「ちょっと暮らし」の滞在施設として提供し、本町の豊かな自然や生活環境を体験していただき、将来的な移住・定住を促進するものである。

(趣旨)

第1条 この要綱は、白糠町への移住・定住を促進するため、白糠町営住宅に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する許可に基づく行政財産の目的外使用（以下「目的外使用」という。）に関する取扱いについて、白糠町営住宅管理条例（平成9年白糠町条例第5号）及び白糠町営住宅管理条例施行規則（平成10年白糠町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 目的外使用の対象となる者は、町外から白糠町への移住・定住を希望する成人の者で、その他に同居する親族がいる世帯（以下「移住希望世帯」という。）とする。
ただし、町長が移住・定住の目的を考慮して入居を認める場合はこの限りでない。

(目的外使用する町営住宅)

第3条 目的外使用する町営住宅は、次のとおりとする。ただし、目的外使用に必要な改修を終えるまでは当該町営住宅を目的外使用することはできない。

町営住宅名	日の出団地 3F-38棟	信和団地 3F-9棟
所在地	白糠町東1条北7丁目3番地	白糠町西庶路東1条北3丁目1番地9
戸数	4戸	2戸
定員	1戸当たり原則2人以上	1戸当たり原則2人以上

(使用期間)

第4条 目的外使用に係る期間は、原則として1週間以上で、かつ、1月を超えない期間とする。ただし、町長が必要と認める場合は、1年を超えない範囲を限度として使用期間を延長することができる。

(申請手続等)

第5条 移住希望世帯は、目的外使用に係る申請をするときは、使用期間開始日の14日前までに白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可申請書（新規・更新）（白糠町営住宅目的外使用許可申請書）（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による目的外使用許可の申請を受けたときは、書類審査を行い、審査が適当と認めた場合は、白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可決定（新規・更新）（却下）通知書（白糠町営住宅目的外使用許可決定（却下）通知書）（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(目的外使用許可の決定の取消し)

第6条 目的外使用許可決定を受けた移住希望世帯（以下「被許可世帯」という。）は、決定された事項の取消し又は停止を希望するときは、白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可取消・停止申請書（白糠町営住宅目的外使用許可取消・停止申請書）（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可取消・停止決定通知書（白糠町営住宅目的外使用許可取消・停止決定通知書）（別記様式第4号）により、被許可世帯に通知するものとする。

3 町長は、被許可世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する申請の有無にかかわらず、決定した事項の内容を取り消し、又は停止することができる。この場合において、町長は、その旨を申請者に通知するものとする。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) その他町長が本要綱の趣旨に基づく目的外使用を継続することが困難と判断したとき。

(目的外使用料)

第7条 被許可世帯は、次の表に掲げる使用料の一部（50%）を申込金として、指定期日までに納付書により前納しなければならない。申込金を除く使用料については、使用開始当日に一括納付することとする。

町営住宅名	使用期間	1週間	2週間	3週間	1月
日の出団地 3F-38棟 4戸	使用料(単位:円)	6,900	13,800	20,700	27,500
	〔うち申込金 (使用料の50%)〕	(3,450)	(6,900)	(10,350)	(13,750)
信和団地 3F-9棟 2戸	使用料(単位:円)	9,400	18,800	28,200	37,600
	〔うち申込金 (使用料の50%)〕	(4,700)	(9,400)	(14,100)	(18,800)

備考1 使用期間の定義は、1週間は7日間とし、1月は31日間とする。

2 使用期間がそれぞれの週未満の日数の場合でも、その週に相当する使用料とする。

3 使用期間が1月を超える場合は、1月分に超えた日数に相当する週の使用料を加算する。

4 申込完了後のキャンセルについては、使用料の50%に相当するキャンセル料を徴収する。ただし、既納の申込金がある場合はキャンセル料に充てることができる。

(生活用品の提供及び貸与)

第8条 町長は、被許可世帯が健康で文化的な最低限度の生活を営むに必要な設備を準備するほか、必要に応じて被許可世帯に対して必要最低限の設備又は物品を貸与することができる。

(アンケートへの回答及び本町ホームページへの掲載)

第9条 町長は、被許可世帯に対し、利用状況や本町での活動状況等に関するアンケートへの回答を町長に提出すること及び当該アンケートの回答を白糠町ホームページで公開することの承諾を求めるものとする。

(修繕及び原状回復義務)

第10条 退去時の目的外使用住宅の原状回復に係る修繕費用は、原則として被許可世帯の負担とする。ただし、退去に際し、住宅使用に係る損耗の程度が軽微である場合、又はその他町長がやむを得ないと認める場合においては、退去時の修繕費用の一部又は全部を免除することができる。

(住宅の明渡し)

第11条 白糠町営住宅管理条例第40条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、町長は当該被許可世帯に対して、町営住宅の明渡しを求めることができる。

(1) 目的外使用許可期間が満了した場合

(2) 当該被許可世帯が町営住宅を使用する必要がなくなったと認められる場合

(3) その他町長が必要と認めた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

白糠町ちよっと暮らし住宅使用許可申請書（新規・更新）

（白糠町営住宅目的外使用許可申請書）

年 月 日

白糠町長 様

住 所

申請者 氏 名

ⓐ

電 話

白糠町ちよっと暮らし住宅の使用を次のとおり申請します。なお、入居の条件等については、移住促進に係る白糠町営住宅の目的外使用に関する要綱に従います。

また、入居から退去するまでの間のアンケートについては協力すること及び当該アンケートが白糠町ホームページで公開されることを承諾します。

入居希望 団地名		使 用 物件名	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）		
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 2回目以降		車の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
使用者の氏名	続柄	性別	生年月日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年 月 日
緊 急 連 絡 先	ふりがな 氏 名	性別	申請者との続柄
		男 女	
	固定電話	住 所	
	携帯電話	F A X	
		E - m a i l	

別記様式第2号（第5条関係）

白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可決定（新規・更新）（却下）通知書

（白糠町営住宅目的外使用許可決定（却下）通知書）

第 号
年 月 日

様

白 糠 町 長 印

年 月 日付けで申請のあった白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可については、
次のとおり決定（新規・更新）（却下）したので通知します。

申請者	氏 名	
	住 所	
使用物件名		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
使用料		
備 考 （却下した場合はその理由）		

別記様式第3号（第6条関係）

白糖町ちよつと暮らし住宅使用許可取消・停止申請書

（白糖町営住宅目的外使用許可取消・停止申請書）

年 月 日

白糖町長 様

白糖町ちよつと暮らし住宅使用許可取消・停止を次のとおり申請します。

申請者	ふりがな		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
	住 所		
使用物件名			
取消・停止の理由			

別記様式第4号（第6条関係）

白糠町ちよつと暮らし住宅使用許可取消・停止決定通知書

（白糠町営住宅目的外使用許可取消・停止決定通知書）

第 号
年 月 日

様

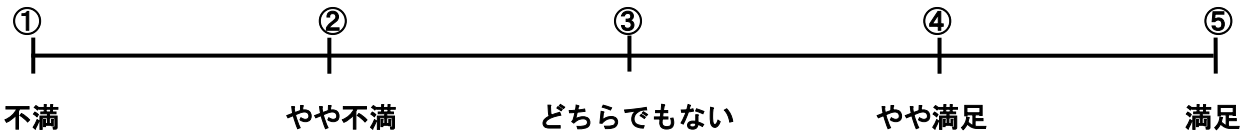
白 糠 町 長 印

白糠町ちよつと暮らし住宅使用許可取消・停止については、次のとおり決定したので通知します。

申 請 者	氏 名	
	住 所	
使 用 物 件 名		
取 消 ・ 停 止 年 月 日		
取 消 ・ 停 止 の 理 由		

白糠町「ちょっと暮らし」に関するアンケート（体験後）

問1 「ちょっと暮らし」を終えて、総合的な満足度をお知らせください。



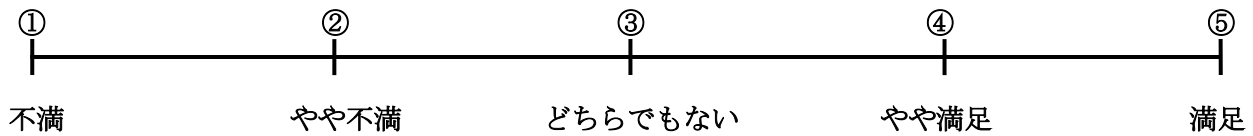
問2 満足した点をいくつかご記入ください。

Blank area for writing answers to Question 2.

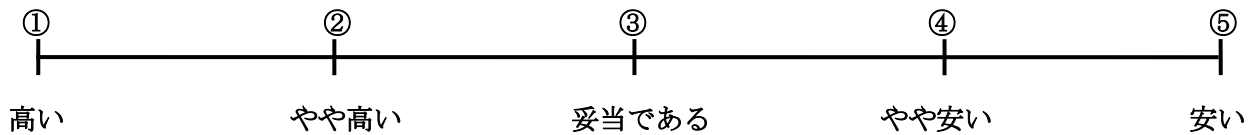
問3 不満だった点をいくつかご記入ください。

Blank area for writing answers to Question 3.

問4 「ちょっと暮らし」の物件について、満足度をお知らせください。



問5 「ちょっと暮らし」の物件の使用料についてお答えください。



問6 物件について、気づいた点などあればご記入ください。

Blank area for writing answers to Question 6.

問7 滞在期間中はどのように過ごされましたか？できるだけ具体的にご記入ください。

行った場所やお店など。また楽しかったこと、心に残ったことなどもあればご記入ください

問8 今回の「ちょっと暮らし」の費用はおおよそいくらですか？概算でかまいませんので可能な範囲でお答えください。

・現地までの交通費（往復）	円
・現地での交通費	円
・食費	円
・その他（ ）	円
・その他（ ）	円
・その他（ ）	円
合計	円

問9 参考までに、現在の世帯年収をお答えください。

() ~200万円 () 201~300万円 () 301~400万円
() 401~500万円 () 501~600万円 () 601万円以上

問10 現時点で移住をどの程度考えていますか？

- 1 白糠町への移住を検討している
- 2 白糠町を含む北海道の市町村への移住を検討している
- 3 北海道以外の国内への移住を検討している
- 4 その他
()

問11 白糠町へ移住する場合、どのような問題（障害）がありますか？

問 12 最後にご自由に移住に関することをご記入ください。

アンケートへのご協力ありがとうございました。
ご回答いただいた内容は今後の移住推進事業の参考とさせていただきます。